

役員・評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人珠洲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び定款第25条の規定に基づき、役員並びに評議員及び委員の費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「役員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事

(報酬の額)

第3条 役員・評議員に報酬を支給することができるものとし、その額は別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会及び各部会等に出席したときは、費用弁償を支給するものとし、その額は別表2のとおりとする。

- 2 役員・評議員・委員が本会の職務のために旅行（市内での会議を含む。）をしたときの費用弁償の額は別表2のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の常勤の職員については、これを支給しない。ただし、勤務時間が重複しない場合は、この限りではない。
- 4 役員・評議員・委員が市外に出張したときは、本会旅費規程により、その費用を弁償する。

(支払方法)

第5条 費用弁償は、原則としてその都度支給する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する

この規程は、平成24年5月28日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 報酬額（第3条関係）

| 区分 | 報酬の額 | 備考 |
|------|---------------|----------------------------------|
| 会長 | 年額 600,000円 | 別途費用弁償は支給しない。 |
| 常務理事 | 年額 3,300,000円 | 健康保険・厚生年金・労災保険 通勤手当（本会規程に準ずる） |

別表2 費用弁償（第4条関係）

| 区分 | 費用弁償の額 | 備考 |
|-----|-----------|----------------|
| 役員 | 日額 5,000円 | |
| 評議員 | 日額 5,000円 | |
| 委員 | 日額 3,500円 | |
| | 日額 2,600円 | 第2項（※重複支給しない。） |